平成25年５月９日

各　位

東京都港区海岸１丁目２番20号
株式会社システナ
代表取締役社長　逸見　愛親
（コード番号：2317　東証第一部）
問い合わせ先　常務取締役　甲斐隆文
電話番号　03（6367）3840（代）
ＵＲＬ　http://www.systena.co.jp

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 25 年５月９日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部変更の議案を平成 25 年６月 26 日開催予定の第 31 期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

１．変更の理由

当社は、平成 25 年２月４日に開示いたしました「株式の分割、単元株制度の採用および定款の一部変更に関するお知らせ」に記載のとおり、平成 25 年４月１日を効力発生日として、当社株式１株を 100 株に分割するとともに、１単元の株式の数を 100 株とする単元株制度を採用いたしました。

これに伴い議決権を有しない単元未満株主の権利を定めるため、定款第８条（単元未満株式についての権利）を新設し、以降の条数の繰り下げを行うものであります。

なお、現行定款第６条（発行可能株式総数）および第７条（単元株式数）につきましては、会社法第 184 条および第 191 条の規定に基づき、平成 25 年２月４日開催の取締役会において、平成 25 年４月１日を効力発生日として、発行可能株式総数を 924,000 株から 92,400,000 株に変更し、単元株制度を採用して１単元を 100 株とする旨の定款変更決議をしております。

２．変更の内容

変更の内容は、次の通りであります。

（下線部分は変更箇所を示しております。）

現行定款	変更案
（新設）	（単元未満株式についての権利） 第８条　当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 （１）会社法第 189 条第２項各号に掲げる権利 （２）会社法第 166 条第１項の規定による請求をする権利 （３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
第８条 ～　（条文省略） 第39条	第９条 ～　（現行どおり） 第40条

３．変更の日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 25 年６月 26 日（予定）
定款変更の効力発生日	平成 25 年６月 26 日（予定）

以上